

北海道胆振東部地震の初動対応について

1 地震の概要（内閣府発表 平成 31 年 1 月 28 日 15 時現在）

(1)

発生	平成 30 年 9 月 6 日（木）3 時 07 分
震源及び規模	震源：胆振地方中東部 規模：マグニチュード 6.7（暫定値） 震源の深さ：37 キロメートル（暫定値）
震度	震度 7：厚真町 震度 6 強：安平町、むかわ町 震度 6 弱：札幌市東区、千歳市、日高町、平取町 震度 5 強：札幌市清田区ほか 3 区、苫小牧市、江別市、三笠市等

(2) 人的被害

死亡	42 人	うち厚真町 36 人
重傷	31 人	
軽傷	731 人	うち札幌市 295 人、むかわ町 250 人

(3) 住家被害

全壊	462 棟	うち厚真町 222 棟、安平町 93 棟、札幌市 95 棟
半壊	1,570 棟	うち札幌市 684 棟、安平町 351 棟、厚真町 308 棟
一部破損	12,600 棟	うち札幌市 4,352 棟

このほか非住家 2,456 棟の被害を把握

2 環境省の初動対応・関連自治体の主な動き

(1) 9 月 6 日（木）3 時 20 分

本省危機管理室に災害情報連絡室を設置。

(2) 9 月 6 日（木）8 時 00 分

本省災害対策チーム設置。

同日中に北海道地方環境事務所職員 1 名を道庁に常駐させ情報収集開始。

(3) 9 月 7 日（金）13 時 30 分

東北地方環境事務所職員（災害廃棄物対策専門官）1 名を北海道に派遣。厚真町、安平町を巡回し情報収集と助言を実施。

(4) 9 月 8 日（土）13 時 30 分

関東地方環境事務所職員（巨大災害廃棄物対策専門官）1 名を北海道に派遣。東北事務所職員と被災市町を巡回し情報収集・指導助言等を実施。

(5) 9 月 9 日（日）以降

被災地各市町、北海道庁で打合せを行い、今後の処理に至る方策を協議。

地震被災経験を持つ熊本県熊本市、西原村等の経験職員の派遣調整。

14 日から D.Waste-Net メンバー 3 名が現地調査・技術的助言のため現地入り。

15日に中部事務所職員1名を派遣、21日まで各種調整等を実施。

3 東北地方環境事務所の対応

(1) 職員派遣

9月6日(木)夕刻出発、翌7日着任。

以後14日(金)まで厚真町、安平町、むかわ町、札幌市を中心に関東地方環境事務所からの派遣職員とともに活動。

(2) 派遣職員の現地業務(概略)

- ① 仮置場に関する各種助言。
- ② 収集運搬に関する各種助言。
- ③ 補助制度の活用と事務上の注意事項に係る指導助言。
- ④ 政府対応の事項の連絡調整。
- ⑤ 焼却協力可能自治体(苫小牧市等)への協力要請及び調整。
- ⑥ その他、東日本大震災、熊本地震等各地の災害知見に基づく全般的助言及び当該経験自治体職員の派遣調整。

4 初動期を振り返って

(1) 情報

- ① 廃棄物処理施設の被害有無に係る情報は把握されていた。
- ② 住民向け広報は、人的被害が大きいところほど混乱が見られた。
- ③ メディアから出される被災者向け情報に誤りがあっても、その修正に時間を要した。
- ④ 仮置場開設に係る広報は、開設場所情報は概ね住民に浸透していたと思料される。ただ、分別については一部徹底できていないケースもあった。

→ 以上から、平時のうちに広報戦略を構築しておく必要がある。

ただし、自治体として全体を俯瞰したものを設定し、その中で各部課が必要情報を整理しておくことが求められる。

(2) 移動手段

- ① 燃料の供給は一時的に制約がかかり、使用した車両の給油も小刻みに行う必要があった。
- ② 道路の状態は7月(西日本)豪雨災害と異なり、道内広域の移動に支障をきたすような通行止が少なく、連携体制の構築への支障は比較的少なかった。

→ 28年台風10号災害や30年7月豪雨災害のような、交通網が寸断された場合の対応策を検討しておく必要がある。

(3) 被災自治体

- ① 限られた職員数の中で、避難所の運営を切り盛りする必要がある、そこに相当数の職員が動員されなければならない。
- ② 災害廃棄物を所掌することになる課・係の長が避難所の責任者となっているケースもあり、支援側の情報収集や各種助言に難渋したケースもある。
- ③ 支援の申し出への対応が後手に回るケースも散見された。
- ④ 道の支援体制も、振興局職員に限られた中での全般対応が必要だったこともあ

り、初動段階では災害廃棄物についての支援が手薄だったことは否めない。
また、各自治体とも災害廃棄物について道庁との連携という意識が弱かったものと思料される。

- ⑤ 協定の有無、隣接自治体の対応状況が相互共有できておらず、それに伴う越境搬入などの問題も発生していた。
- ⑥ 住民は分別の必要性を理解して協力したところも少なくなかったが、収集段階で混合状態にしてしまうケースがあった。
なお、生活ごみについては町中に散乱などは見られず、概ね通常対応に近い体制のところが多く、分別状況の悪化も見られなかった。
- ⑦ 仮置場の開設は比較的早く、品目ごとの配置を考慮しており、火災リスクの低減に係る助言にも迅速な対応がみられた。
また、町職員に加え地元企業や自衛隊の協力を得て、仮置場を整然と運営できた自治体もある。



災害廃棄物を整理して運営している状況

- ⑧ 合併で誕生した自治体の中には、被害の少ない支所からの応援を初動段階で実施しなかったところもあり、被害の大きい支所の職員が疲弊しているというケースもあった。(至急対応するよう町長に要請。)
- ⑨ 災害等廃棄物処理事業費補助金について認識していない自治体があった。

→ 以上から

ア 受援体制について、平時に基本方針だけでも定めておくこと。
特に、

a ボランティアへの情報提供・分別協力依頼方法

b 協定相手方・支援来訪事業者への分別収集協力依頼

**c 支援者に何をしてもらおうのか、通常委託している事業者との棲み分け、
又は連携の在り方**

は、専門部門として各自治体の廃棄物所掌部門があらかじめ検討して置くことが必要。

イ 各自治体内の支所間・部課間の発災時連携、フェーズに応じた柔軟な配置を自治体として検討。

ウ 補助制度の活用も含め、非常災害時の財政措置について検討しておくことも必要。

エ 道庁と市町村の災害時の連携体制について、廃棄物・環境部門においても構築しておくことが必要。

オ 平時に廃棄物を処理している施設の搬入が停止した場合、又は収集運搬が困難になった場合、代替措置を検討しておくことも必要。

(4) 報道の状況について

マスメディアのフォーカス順（近年の災害のパターンとして多くみられる）

- ① 災害情報
- ② 被害情報・生活情報
- ③ 救出作業の状況
→ 最後の行方不明者が見つかった後は・・・
- ④ 災害廃棄物の滞留している状況
ここまで、概ね3日～1週間。

災害の規模、人的被害の状況によって変わるが、特に路上に災害廃棄物が放置されてしまった事例（岡山県内）や短期間に大量の瓦礫が搬入された場合（東日本大震災、熊本地震）は、複数回の取材が行われてきた。

より大規模な災害の場合、仮置場そのものの取材が行われたケースもある。

→ 以上から、各種広報とは別に、住民に現況を理解していただくという観点からも、メディアへの丁寧な対応が必要となる。

また自前の広報、メディアによる報道のほか、自治体又は首長のSNS等を通じて呼びかける、ということも併用すると効果がより高くなる傾向にある。（熊本市など）